

第2章 福生市環境基本計画について(目標)

1 福生市環境基本計画の概要

—— 背景 ——

健康で文化的な生活を営むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会構築に向け、「福生市らしい」環境に関する取組を進めることが重要です。

市民・事業者・市の協働を基調に、人と自然の共生する健全な福生市の実現に向けて、望ましい環境像の設定や目標・方策、環境管理の方向を明らかにするために、平成16年3月に「福生市環境基本計画」は策定されました。

—— 基本目標 ——

- 1) 福生の自然や文化を伝えていきます
- 2) 人と暮らし中心のまちをつくります
- 3) 環境を考えライフスタイルを変えていきます

将来像

私たちが変わり 私たちが変える エコシティふっさ

—— 将来像実現に向けた取組フレームワーク ——

自然の保全・再生 自然の水循環、多摩川の保全・再生 都市の自然の保全・再生
潤い豊かな安心できるまちの創造 福生らしい景観・資質を生かすまちづくり 安心して歩ける道・緑のまちづくり
暮らし方の変革・地球システムへの適合 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進 地球環境問題・公害等への取組

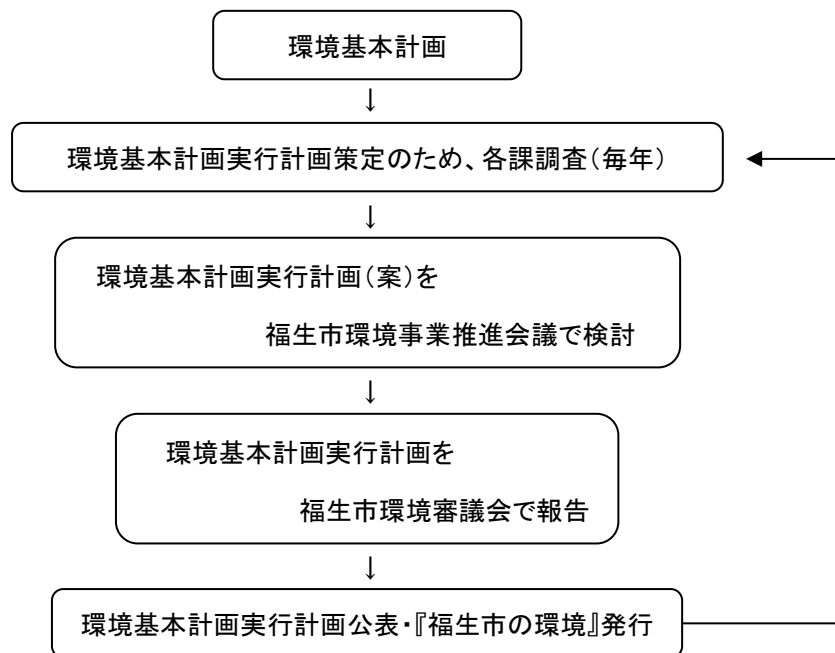
環境教育・学習の推進
 パートナーシップの確立
 計画推進体制の確立

計画の推進・環境まちづくりの展開

市民・事業者・行政が協働で行うことを基本として、取組の方向としては、「市の具体的な取組」とともに、市民・事業者が行う「市民事業」を計画のなかに盛り込みました。この「市民事業」の位置付けが福生市の大きな特徴となっています。

計画の期間は、平成 16 年度から令和 5(平成 35)年度までの 20 年間の計画とし、環境管理指標は、おおむね短期目標を 5 年後、中期目標を 10 年後、長期目標を 20 年後としています。

——— 推進体制 ———



2 福生市環境基本計画実行計画

福生市環境基本計画の目標実現にむけて、市の事務や事業の取組の中で、より具体的な行動目標を作りました。

- 次ページからの一覧の、分野別施策は、福生市環境基本計画第 2 期中期実施計画に基づいています。進捗状況は市のホームページに掲載しています。
- 一部の事業(「事業番号欄」に番号が記載されている事業)について第 3 章にて紹介しています。
※事業番号 8、11、14、15、26、27、36 番については、令和 2 年度計画には記載がありません。

◆福生市環境基本計画実行計画(令和2年度)

分野別施策

第1節 自然の保全・再生

1 自然の水循環・多摩川の保全・再生

指標	施策	担当課	令和2年度計画	事業番号
1.自然の水循環・多摩川の水質・流量の改善	①水質汚濁防止	道路下水道課	広報による周知を実施する。	
	②河川維持水量の確保	まちづくり計画課	河川維持水量の確保に向けて、17区市で構成する「多摩川整備促進協議会」を通じて年1回国土交通省へ要望を行う。	
	③湧水の保護	まちづくり計画課	拝島段丘の崖線に連なる湧水群及びその周辺環境保護に向けて、多摩川沿岸の8市によって構成される「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」に参加することにより、保全の取組について情報収集を行う。	
		環境課	法政大学山崎研究室と協働して、湧水の保全のため、1年間を通して湧水地点5箇所と多摩川の水質検査を行う。実施に際しては、直近の台風等の影響を考慮して場所を選定し、2か月に1度の6回を予定。	41
	④地下水のかん養・冠水防止	道路下水道課	一般宅地での雨水浸透枡・浸透施設の設置助成及び宅地開発における雨水浸透施設設置の指導を実施する。	1
		環境課	東京都環境確保条例に基づき、地下水揚水量報告書の提出と揚水規制業務、地盤沈下対策のため適正使用について指導を行う。	
⑤雨水の一時貯留、利用の促進	-	治水対策及び地球温暖化対策として実施する。		
⑥水循環の学習促進	道路下水道課	小学生を対象に8月上旬に下水道施設見学会(多摩川上流水再生センター及び小平市ふれあい下水道館)を実施する。		
2.多摩川の防災、河川生態系の保全	①水害予防対策	まちづくり計画課	用水堰による堆積土砂の除去や護岸などの補修・補強の実施及び生態系に配慮した工法の採用について、17区市で構成する「多摩川整備促進協議会」を通じて年1回国土交通省へ要望を行う。	
	②防災意識の高揚	安全安心まちづくり課	安全安心まちづくり課や総合窓口課において、窓口来庁者及び市内転入者に対し、「福生市防災マップ 多摩川洪水・内水ハザードマップ」を随時配布するほか、市政出前講座の依頼に基づく配布や、ホームページへの掲載等も実施する。	
	③川の自然観察等の促進	環境課	福生水辺の楽校の学習プログラム等を通し、川とその周辺の自然環境、生きものへの親しみ、生物多様性への理解を深める。 福生水辺の楽校「多摩川で遊ぼう」(12回)、「多摩川サポーターズ」(4回)で、多摩川に生きる生物や植物について自然観察を行い、多摩川への理解を深めるプログラムを実施する。 「小中学校における多摩川の総合学習支援」として、多摩川や自然を題材とした総合的な学習の時間において、体験活動や授業の支援を行う。(概ね30回) 「ヤマメの卵配付事業」として、市内で応募した小中学校へヤマメの卵を配付し、学校で孵化させた後、児童・生徒が多摩川へ放流する事業を実施する。(概ね小中学校4~6校より応募がある)	33 34 35
	④河川環境保全活動の推進	施設公園課	6月の環境フェスティバルに合わせ、多摩川中央公園沿い河川敷において、市民による河川清掃を実施する。 また、この事業は国土交通省の多摩川クリーン作戦の一環として、京浜河川事務所と協働で事業を行う。	21
		環境課	多摩川に残された生育地において市民、研究者、行政が協力シカワラノギクの絶滅を回避するため、保全・復元作業を行う。(年4回)	4
⑤多摩川に関する学習拠点の運営	環境課	多摩川をフィールドとした環境学習・研究活動や情報発信の拠点として、川の志民館の管理運営を行う。		

2 都市の自然の保全・再生

指標	施策	担当課	令和2年度計画	事業番号
1.4つの自然軸の保全	①樹林地等の開発抑制・保全	まちづくり計画課	緑確保の総合的な方針(東京都)に基づき樹林地等の保全に努める。 樹林地で開発が行われる場合には、福生市宅地開発等指導要綱に基づき、緑化や植樹の指導を行う。	
		環境課	福生市の緑を守り育てる条例に基づき、保存樹林地等の指定及び奨励金の交付を行い、緑を保全する。	38
		環境課	福生市の緑を守り育てる条例に基づき、生垣の設置にかかる費用を補助し、緑を保全する。	38
2.都市の自然生態系の再生	①街区公園等の維持管理	施設公園課	市街地の身近な公園を適正に維持管理するために、公園ボランティアと協働で清掃、除草等を行い、公園内の美化に努める。 また、公園ボランティアに対する支援(用具の支給、ボランティア保険の加入)を実施し、公園ボランティア制度の充実を図る。	13
	②自然再生事業の展開	施設公園課	都市計画公園や都市緑地などの樹林地の自然再生の取組を推進する。 また、文化の森(福生公園)、みずくらいど公園、加美上水公園についてはボランティア団体により、下草刈りや落葉清掃、外来種の除去等、樹林地の再生に取り組んでいるが、高木の剪定等、専門性が求められる場合は、業者委託により作業する等、役割分担を明確にし、効果的な取組を進めていく。	37
	③生態系の調査・研究の推進	環境課	市民からの情報提供を受けるため定期的な広報掲載を行うとともに、委託によりアライグマ、ハクビシンの捕獲防除を行う。 さらなる捕獲防除を推進するため、前年度に引き続き捕獲方法を定点捕獲、検証地捕獲、市民宅捕獲の三本柱で実施していく。	2
		環境課	特定外来生物クビアカツヤカミキリについて、多摩川堤防沿い桜並木及び旧ヤマジュウ田村家住宅の防除対策と市内公共施設及び市が管理している施設についての生息・被害状況調査を実施する。 また、市民向けにクビアカツヤカミキリに関する説明会を開催し、行政と市民との間で情報共有を図れるようにする。(一部については、福生スクラム・マイナス50%協議会事業として行う)	31 43
環境課	地域ネコの会がモデル地区の飼い主のいない猫に対して、去勢・不妊手術等を行い、適正な飼養管理を行っていく。福生地域ネコの会定例会議等で情報共有を図り、地域猫の取組が拡大するよう地域猫制度等のPRIに努めるとともに、飼い主のモラルの向上を働きかける。	23		

第2節 潤い豊かな安心できるまちの創造

1 福生らしい景観、資源を活かすまちづくり

指標	施策	担当課	令和2年度計画	事業番号
1.景観まちづくり	①自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用	まちづくり計画課	まちづくり景観推進連絡会に参加することにより、自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用について研究する。 また、景観重要資源の所有者に対し、景観重要資源の維持管理費用の一部を助成し、所有者の負担を軽減することで、地域の貴重な財産である景観重要資源の保全を促進する。 さらに、熊川分水の土地所有者と無償使用の協定を締結した箇所については、市が維持管理を行う「熊川分水保全事業」を実施する。	39
		施設公園課	多摩川堤防沿いの桜の剪定や害虫駆除を実施し、長寿命化を進め、文化的景観資源の保全を図る。多摩川堤防沿い桜80本を剪定予定。	

指標	施策	担当課	令和2年度計画	事業番号
1.景観まちづくり	①自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用	生涯学習推進課	市内文化財・史跡ガイドツアーを実施する。(年3回程度)	18
	②屋外広告物の規制	道路下水道課	市内道路において、違反広告物の撤去を行う。	
	③清潔で美しいまちの維持	環境課	清潔で美しいまちづくり重点区域を見回り調査し、清潔で美しいまちづくりの推進を図っていく。町会・自治会の一斉清掃を継続する。	19
		道路下水道課	市内道路において、道路美化ボランティア団体に、随時から年数回、道路清掃等を行ってもらう。道路美化ボランティア団体からの年度末の活動報告に基づき、道路清掃に必要な消耗品等の支給を行う。	
		協働推進課	地域社会のコミュニティ組織である町会・自治会が主体的に行う各種事業に対し、交付金を交付する。	
2.玉川上水などを活かしたまちづくり	①玉川上水沿いの遊歩道化	まちづくり計画課	玉川上水沿いをできるだけ活かした散策コースについて、市民団体との検討のあり方を研究する。	22
	②散策路のネットワーク化	まちづくり計画課	玉川上水や熊川分水をはじめとする歴史的・自然的景観資源と市街地を結ぶ散策ルートについて、市民団体との検討のあり方を研究する。	22
		シティセールス推進課	多摩・島しょ地域への観光客の誘客促進を目的として、市内駅前8箇所を毎年順番に観光案内板を書き換えている。市内の和洋の文化を活かした散策ルートを掲載しているふっさまっぷや和洋の文化を紹介したFUSSA in TOKYOの配布、HPでのPRを通じて散策ルートの周知を行っていく。	
	③熊川分水を活かすまちづくり	まちづくり計画課	熊川分水であって景観重要資源の所有者に対し、景観重要資源の維持管理費用の一部を助成し、所有者の負担を軽減することで、地域の貴重な財産である景観重要資源の保全を促進する。 熊川分水の土地所有者と無償使用の協定を締結した箇所については、市が維持管理を行う「熊川分水保全事業」を実施する。	12
		道路下水道課	熊川分水保全事業の実施状況に基づき、必要に応じて補修を行う。	

2 安心して歩ける道・緑のまちづくり

指標	施策	担当課	令和2年度計画	事業番号
1.安心できる道路・都市施設の整備	①バリアフリーの推進	社会福祉課	関係部署に対して、都発行「心のバリアフリー」及び「情報のバリアフリー」ガイドライン等の配布を通じて、他区市町村の先進的な事例や取組を紹介し、市内における推進につながるよう、意識の啓発を図る。	
	②中心商業地区の安全化・快適化	シティセールス推進課	商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金を活用し、商店街が実施するスタンプラリーやイベント等事業、案内看板の書換えなどのハード整備となる活性化事業の支援を行う。	
	③生活道路の安全化	道路下水道課	狭あい道路の解消等安全で快適な道路空間の確保に努める。 また、必要な箇所については交通管理者との協議を行い、交通規制等の対応を行う。	
	④耐震化の促進	まちづくり計画課	昭和56年以前に建築された2階建て以下の木造住宅に対し、耐震診断及び耐震改修の費用の一部を助成する制度について、広報、ホームページで周知していく。	
2.緑豊かな優れた居住環境づくり	①住宅や事業所などの緑化	まちづくり計画課	福生市宅地開発等指導要綱に基づき、該当の開発行為には、敷地の一部を緑化するよう指導を行う。	
	②公共施設等の緑化	まちづくり計画課	公共施設については、可能な限り緑地を確保するとともに、緑化を推進する。 緑の基本計画に基づき保全に努める。	

指標	施策	担当課	令和2年度計画	事業番号
2.緑豊かな優れた居住環境づくり	③生産緑地の保全・活用	シティセールス推進課	福生奈賀市民農園外柵老朽化による基盤整備工事を実施する。	17
	④花や緑のあるまちづくり	環境課	ふっさ花とみどりの会へ委託し、花いっぱい運動(春・秋の2回)に合わせた花植えやコンテストを行う。(一部については福生スクラム・マイナス50%協議会事業として行う)	28 29 31
		環境課	多摩川中央公園、長徳寺崖線、福生野球場内の花壇を管理し、花や緑あふれるまちづくりを展開する。	
		シティセールス推進課	春と秋に実施する花いっぱい運動で使用する草花苗について、市内農業者で組織するグリーンクラブ福生に委託し、生産及び配布により農業振興を図る。	28

第3節 暮らし方の変革・地球システムへの適合

1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進

指標	施策	担当課	令和2年度計画	事業番号
1.ごみの発生抑制・処理負担の適正化	①ごみを減らす生活の呼びかけ	環境課	ごみの発生抑制のため、無駄なものは断る・買わないから始め、大切に使うこと、不要となった場合の有効利用を考慮した消費行動・事業活動を、広報ふっさ、清掃だより等により呼びかける。	20
	②事業系一般廃棄物の減量	環境課	事業系一般廃棄物処理計画書の指導や事業活動に伴う一般廃棄物の効果的な排出抑制につながるレジ袋削減、簡易な包装などごみになるものの削減の工夫や減量を、事業所に対して呼びかける。また、拡大生産者責任に基づく事業者責任の法整備化を関係機関へ要請する。	
	③ごみに関する学習機会の提供	環境課	小学生を対象とした環境教育の推進。小学校4年生の社会科学学習に活用するため「ごみのゆくえ」を作成する。	
2.資源化・適正処理のためのシステム構築	①分別による資源化	環境課	ごみの適切な資源化・処理が行われるようにごみ分別の徹底及び資源化の検討をする。廃棄物減量監視事業を実施する。	25
	②バイオマス資源化	環境課	生ごみの堆肥化や剪定枝の資源化に向けた収集・資源化等処理方法を研究し、有効利用されるよう努める。清掃だより、広報等において、コンポスト、EM容器の周知により、生ごみの堆肥化を啓発し、生ごみ処理機器購入費補助を実施する。	
	③地域リサイクルシステムの強化	環境課	資源回収実施団体報償金制度を継続し、地域リサイクルシステムを強化する。	
		シティセールス推進課	市内で実施しているフレンドシップパークフリーマーケット及び熊川フリーマーケットについて、広報・HPで周知する。	
④適正な中間処理、最終処分	環境課	埋め立てごみを減らすためにリサイクルセンターでの選別の徹底及び不燃廃棄物の資源化を実施する。また、し尿処理における汚泥等の堆肥化を実施する。		

2 地球環境問題・公害等への取り組み

指標	施策	担当課	令和2年度計画	事業番号
1.地球温暖化対策への取組	①地球温暖化対策の枠組みの明確化	環境課	市域の温室効果ガス排出量は、オール東京62市区町村共同事業が公表する最新の推計データを利用し進捗管理を行う。また、市有施設の温室効果ガス排出量は、「第3次福生市地球温暖化対策実行計画」に基づき進捗管理を行うと共に、当該計画の目標年度が令和2年度であることから、実績数値と目標数値について検証し、次期計画への反映を図る。	

指標	施策	担当課	令和2年度計画	事業番号
1.地球温暖化対策への取組	①地球温暖化対策の枠組みの明確化	環境課	市有施設の温室効果ガス排出量は、福生市環境マネジメントシステム(F-e)により地球温暖化対策を進める。福生市環境マネジメントシステム(F-e)の効果的な運用のために、市民監査委員とともにシステムの見直しを随時図っていく。	10
	②省エネルギーの促進、クリーンエネルギーへの転換	環境課	みどりのカーテンを推奨、促進するため、ゴーヤの苗等の配布、講習会を実施し、みどりのカーテンの普及に努める。(福生スクラム・マイナス50%協議会事業)	31 40
		環境課	家庭での節電を奨励するとともに、公共施設において市民が涼み(温まり)、交流できるスペースを確保し、市民の利用を促す。各施設は、市民が気軽に、気兼ねなく過ごせる工夫をする。(公共施設10箇所実施予定)	32
		環境課	12月の「地球温暖化防止月間」に合わせ、セミナー及び展示を開催する。(福生スクラム・マイナス50%協議会事業)	7 31
		健康課	保健センターの空調機を更新し、省エネ化等を図る。令和元年度に実施した空調機を除き、全館の空調機を更新する。	
		子ども育成課	田園会館において、空調設備改良工事を実施する。	
		教育総務課	小学校空調機の更新事業を計画し、省エネ化等を図る。福生第三小学校校舎及び福生第六小学校講堂の工事を実施する予定。	
		教育総務課	中学校空調機の更新事業を計画し、省エネ化等を図る。福生第三中学校講堂の工事を実施する予定。	
	③省エネカーの普及	契約管財課	公用車3台を購入し、温室効果ガスの排出を低減する省エネカーの導入を進める。	
		環境課	電気自動車の普及促進に一定の役割を果たしたことから、サービスを停止し、急速充電器を撤去する。	
	④自転車のまちづくり	まちづくり計画課	都市計画マスタープランに基づいて検討する。	
		道路下水道課	福生警察署と協力して、自転車ナビマーク等の設置を推進し、自転車走行空間の確保に取り組む。	
		環境課	くるみる ふっさを軸とした「まちなかもてなし事業」としてサイクルシェアリングの運営を継続する。 ※予算額は環境課所管分のサイクルシェアリング委託料(まちなかおもてなし事業は委託により実施し、シティセールス推進課と環境課の共同事業)	16
		道路下水道課	駅前放置自転車防止を包含した、自転車マナーアップキャンペーンを実施する。(福生駅、牛浜駅、拝島駅にて実施予定)あわせて東京都と連動した駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施する。(10月頃、福生駅にて実施予定)	
		道路下水道課	通年において、指導、撤去、保管業務をシルバー人材センターに委託する。	

指標	施策	担当課	令和2年度計画	事業番号
1.地球温暖化対策への取組	④自転車のまちづくり	道路下水道課	道路上の通行に支障となり、放置された自転車について、道路法に基づき、随時撤去を行う。	
		道路下水道課	福生第一中学校において、スタントマンが事故現場を再現する交通安全教室を実施する。	
	⑤公共交通の利用促進	まちづくり計画課	JRを含む公共交通機関の利用促進のため、利便性向上等、関係する協議会等を通じて要請する。	
	⑥気候変動への適応	環境課	国や都の気候変動に関する情報の収集に努める。	
2.公害防止・有害化学物質対策	①公害防止対策の推進	環境課	騒音、振動、悪臭などの原因元への指導、生活公害の防止を行い、各種苦情処理について丁寧かつ適切に対応していく。	
		環境課	多摩川及び下水道(雨水管)[7箇所・年6回、合同採水1箇所・年2回]、大気中の浮遊粉じん等[4箇所]・二酸化窒素[12検体]、燃料油のイオウ分[2検体]、工場排水[1箇所]、地下水[10箇所]について、調査・分析を行う。加えて、横田基地流入分の雨水管[3箇所]について、環境・健康項目等の調査・分析を行う。	
		環境課	横田基地における航空機騒音を測定するために、年2回、正常に測定できているか点検を委託する。(市役所屋上・誘導灯付近)	
		環境課	都環境確保条例に基づく事業所報告を指導するとともに、健康への悪影響、生態系のかく乱につながる有害化学物質の情報収集・提供、拡散防止に取り組む。 (常時監視): 市内でセンサス区間に指定されている幹線道路20箇所(1箇所は毎年)の自動車騒音調査を5か年以内にすべて行う。環境省に提出する自動車交通騒音対策の資料とする。 (要請限度): 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」「振動規制法施行規則第12条」に基づき処理する。 自動車騒音調査(常時監視): 5箇所 自動車騒音調査(要請限度): 5箇所	
		企画調整課	市議会、横田基地周辺市町及び東京都と連携を取りながら、国及び米軍に対し航空機騒音対策を要請する。	
	②有害化学物質対策の推進	環境課	26市で構成する東京都市環境・公害事務連絡協議会へ参加し、近隣市との連絡調整・情報共有等を行い、有害物質の拡散防止に取り組む。	
		環境課	都環境確保条例に基づく事業所報告を指導するとともに、健康への悪影響、生態系のかく乱につながる有害化学物質の情報収集・提供、拡散防止に取り組む。	

計画の推進

第1節 環境教育・学習の推進

指標	施策	担当課	令和2年度計画	事業番号
環境教育・学習の推進	①学校における環境教育の推進	環境課	教員1年目(初任者)、2年目の教員及び環境教育に関心のある小・中学校教員を対象に、福生市の自然と環境について学ぶ環境学習教員研修を実施する。	5
		教育指導課	小・中学校の理科授業における体験的な学習を充実させるため、観察・実験等の支援を行う理科支援員を配置する。 [配置対象学年] 小学校(5・6年)、中学校(全学年)	42

指標	施策	担当課	令和2年度計画	事業番号
環境教育・学習の推進	①学校における環境教育の推進	教育指導課	小学校4年生の社会科学学習において、「ごみのゆくえ」(環境課作成)を活用する。 各学校で総合的な学習の時間等において、環境教育に係る取組を実施する。	3
		教育指導課	学習指導市民講師(NPO法人自然環境アカデミー等)による指導を実施する。	
	②地域における環境学習の推進	環境課	環境問題に対する市民の認識を深め、意識の醸成を図ることを目的に、環境月間である6月に「第18回ふっさ環境フェスティバル」を開催する。市民や事業者により組織されたふっさ環境フェスティバル実行委員会により企画・運営を行う。(一部については福生スクラム・マイナス50%協議会事業として行う)	30 31
		環境課	環境に関する各種モニタリング情報を収集し、計画の進捗状況を公表するため、「福生市の環境」を発行し、ホームページへ掲載する。	
		環境課	環境に関する情報等を発信するため、市民編集員と協働し「かんきょう通信」を発行する。 かんきょう通信の発行(年2回)	9
		環境課	将来を担う子どもたちが楽しく循環型社会の形成を学べるよう、廃棄物やリサイクルに関連する工場等の見学及び学習を行う。 (福生スクラム・マイナス50%協議会事業)	6 31
		環境課	地球温暖化防止月間セミナーを市民団体と協働で開催する。(福生スクラム・マイナス50%協議会事業)	7 31
		環境課	「自然と調和した住みたくなるまち」を視点にした、環境マップづくりを市民団体と協働で行う。(福生スクラム・マイナス50%協議会事業)	31
		生涯学習推進課	葛西水族園等近隣博物館において、夏休み子ども見学会を開催する。(年1回)	
		公民館	子どもや親子を対象に、市内外のフィールドにおける学習機会を提供する。	
		公民館	ふっさっ子生き物博士養成講座 1コース5回 ①福生市の自然環境、生き物の観察や体験を記録し、自然生態系への関心を深める。 ②宿泊学習では、自然観察や野外体験などを行う。 NPO法人自然環境アカデミーに講師の派遣を依頼し学習内容の充実を図る。	24
		生涯学習推進課	文化の森等市内各所において、自然観察会を開催する。(年2回)	
	公民館	だれでもなんでも展での体験コーナー、ワークショップ、制作講座等の開催にあたり、草木、古布等を利用した作品作りを実施する予定。講座を通し、限りある資源や物を大切にすることを養う。 福生の今昔(仮称)1コース3回 フィールドワークを交えたワークショップで身近な環境を歴史的な観点で学ぶ。 制作講座1コース4回 竹、古布等を利用した表具類作りを行う。		
	公民館	大人の学習意欲を引き出し、楽しみながら学び行動できるきっかけとなるような講座や企画、展示を展開する。		
③環境学習を支える人材の確保	環境課	福生市環境リーダー認定制度により、協働事業等を通し環境に関する人材の発掘をする。環境に関する市民団体と連携し、情報共有と共に人材の継続的な確保を図る。		